

令和 3 年 3 月 9 日  
 都市整備部 建築課  
 都市整備部 都市計画課

## 建築計画概要書等の写し及び都市計画情報に係る 閲覧及び交付方法変更について

### 1 概要

建築計画概要書等<sup>\*1</sup>及び開発登録簿の写しについては、これまで窓口において閲覧及び交付を行ってきたが、窓口の混雑緩和を図るため「江東区建築情報窓口システム」を新たに導入し、これまでの窓口での対応に加え、建築計画概要書、指定道路調書、開発登録簿については、窓口を設置された端末にて来庁者が自ら閲覧及び写しの交付を受けることができるように変更する。

なお、建築計画概要書等の写しの交付については、その内容が原本と相違ない旨の証明を添付して交付すること（証明化）とする。

また、都市計画情報<sup>\*2</sup>についても、これまでのホームページでの情報提供に加え、「江東区建築情報窓口システム」で閲覧及び交付ができるようにする。

### 2 江東区建築情報窓口システムの設置

#### (1) 設置場所

区役所 5 階 都市整備部内（建築課及び都市計画課）：3 台

#### (2) 利用可能時間

9 時から 16 時 30 分（開庁日）

#### (3) システムで閲覧及び交付ができる図書

- ① 建築計画概要書
- ② 指定道路調書
- ③ 都市計画情報
- ④ 開発登録簿

### 3 交付手数料改定内容

#### (1) 建築計画概要書等

	改定前	改定後
手数料	情報提供として交付 1 枚 10 円（白黒）	証明書として交付 1 件 300 円

## (2) 都市計画情報

	改定前	改定後
手数料	—	情報提供として交付 1枚 50円 (カラー)

## 4 今後の予定

閲覧及び交付方法変更について事前周知を行い、令和3年6月1日より閲覧・交付方法を変更する。

- ※1 建築計画概要書等とは、建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書、指定道路調書をいう。
- ※2 都市計画情報とは、区域区分、用途地域、防火地域及び準防火地域、特別用途地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、都市計画施設、土地区画整理事業、市街地再開発事業、地区計画、日影規制区域、新たな防火規制区域、不燃化推進特定整備地区、景観計画地区をいう。